

生駒市参加意思確認手続の実施に関するガイドライン

第1 目的

このガイドラインは、生駒市（以下「市」という。）が発注する契約に関し、参加意思確認手続を実施する場合について、共通して遵守すべき事項を定め、参加意思確認手続及びその後の契約手続の公正性、透明性及び客観性を担保することを目的とする。

第2 定義等

このガイドラインにおいて「参加意思確認手続」とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特定の者と随意契約をしようとするときに、その唯一性を確認したい場合において、当該工事又は業務内容を明らかにした上で他の参加者の参加意思の有無を公募により確認し、契約手続における透明性、競争性を確保するための手続をいう。

第3 対象業務

参加意思確認手続を実施する業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特定の者と随意契約をしようとする業務で、次に掲げるものとする。

- (1) 継続して同一事業者と随意契約を行おうとするものや、新製品・新技術等で他の事業者の競合可能性が低いと考えられるもの等において、事業者の唯一性を確認するため、参加意思確認手続を実施する必要があると認めるもの
- (2) 生駒市入札監視委員会において、参加意思確認手続を実施するよう勧告を受けたもの
- (3) その他、市長が特に参加意思確認手続を実施する必要があると認めるもの

第4 実施手順

参加意思確認手続を実施する場合は、以下の手順によるものとする。

1 基本方針の策定

- (1) 当該業務の所管課（以下「所管課」という。）は、参加意思確認手続を実施することについて十分検討し、業務概要、参加意思確認手続を実施する具体的理由（特定の事業者に随意契約すべき理由及び他の事業者の参加可能性を調査する必要がある理由）、日程等を明らかにした基本方針を策定するものとする。
- (2) 前号の基本方針（以下「基本方針」という。）は、次の表を参考に策定するものとする。
- (3) 基本方針の策定にあたっては、契約検査課の合議を要するものとする。

参考【基本方針】

事項	主な内容
1 業務概要	件名、業務の目的、業務内容、業務期間、予算等
2 参加意思確認手続実施理由	特定の事業者に随意契約すべき理由及び他の事業者の参加可能性を調査する必要がある理由
3 日程	全体スケジュールと受託候補者特定までの事務手順等

2 実施要領の策定

参加意思確認手続の実施にあたっては、趣旨、手続の概要、対象とする契約、参加意思確認

書の提出及び公募要件を満たすと認められる者がいる場合の扱い等参加意思確認手続を実施する上で必要となる事項を定めた実施要領を策定するものとする。

…【参加意思確認手続実施要領例】参照

3 公示文の策定・公示の実施

参加意思確認手続の実施にあたっては、趣旨、契約の概要、参加資格、公募要件及び手続等を定めた公示文を策定し、公示するものとする。

…【参加意思確認手続公示文例】参照

第5 情報公開及び提供

1 参加意思確認手続による事業者決定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、業者からの応募書類で次に掲げる情報を除く。

(1) 担当者等の氏名等、個人が識別される情報（条例第7条第1項第1号）

(2) 次に掲げるような法人等の正当な利益を害する情報（条例第7条第1項第2号）

- ・生産技術上及び営業・販売上の秘密に関する情報
- ・事業者等の内部に関する情報
- ・その他公にすることにより、法人等の利益活動を著しく害すると認められる情報

【注意】

情報公開開示請求があった場合、事業者に応募書類の中で法人等の正当な利益を害する情報について確認するものとする。ただし、事業者からの申出があった情報について全て不開示にするものではなく、法的保護に値する蓋然性を有しているか等を判断し、開示・不開示を決定することとなる。

2 情報公開及び情報提供に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して、実施要領において明記するものとする。

(1) 生駒市情報公開条例の規定に基づき公開すること。

(2) ただし、事業者のノウハウに関する情報を公開しないこと。

【参考】実施要領（例）

提出書類は、生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本参加意思確認手続及び参加意思確認手続後に行う受託（候補者）特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

3 参加意思確認手続の実施や過程、結果等については、市公式ホームページに公表すること。

附 則

このガイドラインは、令和6年4月1日から施行する。

【参加意思確認手続実施要領例】

随意契約における参加者の有無を確認する公募手続に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、生駒市〇〇部〇〇課において、契約の事前準備に際し、他に履行可能な者がいないとして、特定の者を随意契約の相手方に選定しようとする場合において、公募により当該随意契約への参加希望者の有無を確認することにより、手続の透明性を確保ために行う手続（以下「公募手続」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（公募手続の概要）

- 第2条 公募手続は、公示を行い、応募者があった場合、〇〇部〇〇課において、応募者が請負契約等の履行に必要な要件（以下「公募要件」という。）を満たす者であるかその適格性を審査する。
- 2 前項の審査の結果、公募要件を満たす応募者がいる場合は、特定の者にこの応募者を加え、競争入札又はその他の競争手続（以下「競争入札等」という。）に付すものとする。
- 3 第1項の審査の結果、公募要件を満たす応募者がいない場合又は応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の締結を行うものとする。

（公募手続の対象とする契約）

第3条 本要領の対象とする契約は、生駒市〇〇部〇〇課が発注する事業であって、その事業が他に履行可能な者がいないとして、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により特定の者と契約を締結しようとするもののうち、公募により当該随意契約の参加希望者の有無を確認する必要があると認めるものとし、当該契約を対象に公募手続を実施するものとする。

（公募）

第4条 公募は、次に掲げる事項の公示により行う。

- （1）公募の趣旨
- （2）請負契約等の概要
- （3）参加資格
- （4）公募要件
- （5）手続等
- （6）問い合わせ先
- （7）その他必要と認める事項

2 前項の公示は、市ホームページへの掲載により行うものとする。

（参加意思確認書の提出）

第5条 公募手続においては、前条第1項第2号に規定する請負契約等への参加意思及び当該請負契約等に必要の要件を満たすことを確認する書類（以下「参加意思確認書」という。）の提出を求めるものとする。

2 参加意思確認書の提出期間は、前条の公示の日の翌日から起算して15日間（閉庁日を除く。）とする。

（参加資格）

第6条 参加意思確認書を提出する者（以下、「提出者」という。）は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）生駒市から入札参加停止措置等を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった競争入札等の手続期間において、入札参加停止措置等を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

（参加意思確認書の審査）

第7条 参加意思確認書が提出された場合、〇〇部〇〇課は、提出者が、第4条第1項第2号に規定する請負契約等の履行が可能であるかどうかについて、審査するものとする。

2 〇〇部〇〇課は、審査において必要があるときは、ヒアリングを行うものとする。

（審査結果の通知及び公表）

第8条 市長は、提出者に対し、前条第1項の審査結果を、書面で通知するものとする。

2 前項の審査の結果を、公募要件を満たすと認められない者に対し通知する場合には、公募要件を満たすと認められないと判断した理由を付すものとする。

3 第1項の通知は、参加意思確認書の提出期限の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に行うよう努めなければならない。

4 審査の結果は、市ホームページに公表する。

（公募要件を満たさないとされた理由の説明）

第9条 第7条第1項の審査の結果、公募要件を満たさないとされた者は、前条第1項の通知をした日の翌日から起算して7日以内に、市長に対して、書面により、公募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

（公募要件を満たすと認められる者がいる場合の取扱い）

第10条 公募要件を満たすと認められる者がいる場合、競争入札等の手続に移行するものとする。

（公募要件を満たすと認められる者がいない場合の取扱い）

第11条 次のいずれかに該当する場合は、特定の者との随意契約の手続に移行するものとする。

- (1) 提出期限までに、提出者がいない場合
- (2) 審査の結果、公募要件を満たすと認められる者がいない場合
- (3) 公募要件を満たすと認められる者すべてが、競争入札等の手続開始前に辞退した場合

(雑則)

第12条 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- 2 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。
- 3 提出された参加意思確認書は、審査以外の用途のために、提出者に無断で使用しない。
- 4 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- 5 提出者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第13条 この要領の施行について必要な事項は、別途定める。

附則

- 1 この要領は、令和〇年〇〇月〇〇日から施行する。

【参加意思確認手続公示文例】

生○第○○号

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示

令和○年○月○日

生駒市長 小 紫 雅 史

1 公募の趣旨

本業務は、…を実施する業務である。本業務を遂行する委託先は、…に関する専門的知見を必要とするため、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、競争入札又はその他の競争手続（以下「競争入札等」という。）を実施する予定である。

2 請負契約等の概要

（1）業務件名

○○業務

（2）業務内容

○○○

○○○

○○○

（3）履行期間

契約締結日（令和○年○月○日）から令和○年○月○日まで

3 参加資格

参加意思確認書を出す者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）生駒市より入札参加停止措置等を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった競争入札等の手続期間において、入札参加停止措置等を受けている期間が終了し

ていると判断されるものを除く。

4 公募要件（以下を参考に必要な要件を設定すること）

- （１）生駒市民税（法人・個人）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （２）〇〇業務を実施した実績を有すること。
- （３）〇〇に関する知識があること。
- （４）〇〇の実績及びノウハウを有していること。

5 手続等

（１）本公示に係る資料の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日までの８時 30 分から 17 時 15 分まで（閉庁日を除く。）

② 配布場所

- （１）生駒市ホームページにおける掲示
- （２）市役所現地における配布

生駒市〇〇部〇〇課

所在地 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号 生駒市役所〇階 〇番窓口

電話 0743-74-1111(内線〇〇)

担当 〇〇

③ 配布書類

仕様書、参加意思確認書

（２）参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

上記（１）①に同じ

② 提出場所

上記（１）②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参又は郵送すること。

なお、参加意思確認書等を郵送する場合は提出期間中に必着しなければならない。

（３）その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日以内に、書面により、生駒市長に対して、請負契約等の履行に必要な要件

を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6 問い合わせ先

生駒市〇〇部〇〇課

所在地 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号 生駒市役所〇階 〇番窓口

電話 0743-74-1111(内線〇〇)

担当 〇〇

7 その他

- (1) 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の競争入札等を中止する場合がある。
- (2) 提出書類は、生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本参加意思確認手続及び参加意思確認手続後に行う受託（候補者）特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。